

## 第 6 1 号議案

足立区男女参画プラザ条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

### 足立区男女参画プラザ条例の一部を改正する条例

足立区男女参画プラザ条例（昭和 6 2 年足立区条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を削り、第 9 号を第 6 号とし、第 1 0 号を第 7 号とする。

第 9 条及び第 1 0 条を削る。

第 8 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中「男女参画プラザの施設等」を「前条に規定する施設」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（使用者の範囲）

第 7 条 第 4 条第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（ 1 ） 男女共同参画社会を実現するための事業を区と協働して行う  
団体

（ 2 ） 前号のほか区長が特に認める者

第 1 1 条を第 1 0 条とし、第 1 2 条を第 1 1 条とする。

第 1 3 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号中「第 8 条」を「第 9 条」に、「までの一」を「までのいずれか」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 4 条を第 1 3 条とし、第 1 5 条を第 1 4 条とし、第 1 6 条を削り、  
第 1 7 条を第 1 5 条とする。

別表を削る。

付 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

有料施設を梅田地域学習センターに移管するとともに、施設使用者の  
範囲を定めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出  
いたします。